

# 建築協定だより

第8号 昭和63年3月

編集・発行

横浜市建築協定連絡協議会  
横浜市中区港町1-1  
横浜市建築局企画指導課内  
045(671)2932・2933

## 建築協定運営委員会懇談会

第2回目

## 港南区で開催される

昨年12月12日、緑区に続く第2回目の建築協定運営委員会懇談会が、港南区内の運営委員長さんにお集まりいたしました。港南区役所第2会議室で開催されました。

港南区は横浜市の南西に位置し、港南台や野庭に代表される団地群を始め、最近になって開発された新しい住宅地が数多く存在します。建築協定地区の数は17地区で、市内169地区的約1割を占め、16区でも上位にあります(昭和62年12月12日現在)。協定地区的面積は約85haで港南区の面積1,987haの約4.3%を占めています。協定地区的大部分はディベロッパーが締結したものとなっており、地域的に日限山、日野南、港南台など区南部、西部の新しく開拓した所に集中しています。また、建築協定の内容は郊外地という区の特徴を反映し、全て住宅地の環境保全を目的としたものとなっています。

懇談会は、建築協定地区同士の情報、意見交換や、実際に建築相談や建築確認書をあつかっている区建築課との意見交流を行うことにより、建築協定制度をよりよく知ってもらいたい、協定に対する認識を深めてもらうために開催しているものです。今回は、懇談会の開催に先立ち運営委員会の設置されていない他の区の全戸に対し、「建築協定だより」第7号と併せて開催の案内を配布して参加を呼び掛けました。その結果、運営委員会の未設置地区からも3名の参加者があり、25名の出席で有意義な懇談会とすることことができました。

今回も緑区での懇談会と同様に、協定隣接地や穴抜け地への対応が、身近で、かつ切実な問題として多くの人から挙げられました。特に最近は地価の高騰を反映して、從来では考へなかったような斜面地での共同住宅の計画が出て来るようになり、具体的な事例として、協定隣接斜面地でのマン

ション計画への対応に苦慮しているとの報告がありました。

隣接地問題については、地元住民として地主に強く協定の趣旨を訴え理解してもらうことが大切であるということ、協議会の幹事から強調され、地主を説得することにより4階建てを3階建てにしてもらい、窓配置の変更にも成功した例などが報告されました。また、区建築課からは、建築課の部屋には建築協定地区等がすぐわかるような図面を掲示しており、事前の相

談等に対しては協定制度を理解してもらうように指導している。しかし、確認申請が出される時には既にかなり作業が進んでしまっている。地元に運営委員会がある場合には、地元と共に對処しているが、運営委員会がない場合には連絡ができず、どうしても対応が後手になってしまふとの報告がなされました。

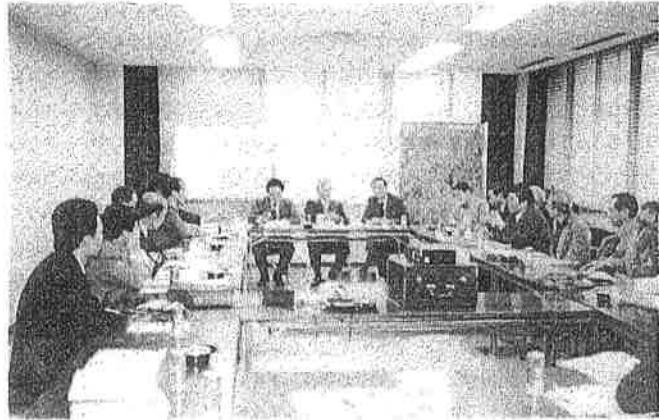
協定違反の建築物に対する横浜市の指導についても意見が出されました。これに対して、横浜市では協定の内容を建築確認の審査基準に加えており、確認審査の段階で違反がないかチェックしている。しかし、建築協定は法律的には私法的契約と位置づけられるものであり、地元運営委員会の手による違反は正の対応が最終的には必要となるとの説明が事務局から行われました。また、協定違反に対してその地区だけでは対応できない場合には、協議会全体とし

て対応することも考えられるとの見解が協議会幹事から表明されました。

こうした中で、住環境を守るにはまず自分たちで守るのだという姿勢が大切で、役所に頼るのはその次の問題だと思うとの指摘もあり、出席者全員が自助努力の大切さを確認しました。具体的な活動として、穴抜け地や隣接地の所有者に年1~2回必ず会いに行き連絡を保つことによって、隣接地主の方々の理解を得ることに成功している地区的紹介がありました。

昨年12月に建築協定の更新を行った日限山3・4丁目地区の代表からは、更新に伴う苦労話も披露されました。

この他にも外の寒さを吹き飛ばすような活発な議論が繰りひろげられ、午後3時40分すぎに終了しました。



## 横浜まちづくり功労者賞受賞

—東急若草台分譲地建築協定運営委員会—

横浜まちづくり功労者賞は、「横浜のまちづくりに顕著な貢献をした個人、団体を表彰することによって、多くの人に愛される市民参加のまちづくりを推進する。」ことを目的にして昭和60年につくられたものです。

3回目を迎えた今年は1個人・6団体が表彰され、緑区の「東急若草台分譲地建築協定運営委員会」は、「建築協定



輝く丘の人間ルネッサンス——土と海と空へ向って新しい伝説の誕生

ヨコハマ中の視線を集めて

5月1日(日)・2(月)・3(火)・4(水)・5(木)開催

●開催時間：10:00AM～18:00PM

会場・横浜・港北ニュータウン タウンセンター

主催・「丘のまつり」実行委員会 問合せ先 TEL 045(241)8004㈹

有料区域入場券 大人 800円 小人 500円 好評発売中

「丘のまつり」は、港北ニュータウンの新しい伝説の誕生と継承をめざし、横浜市政100周年イベントとして行なわれる、全国に先駆けたまちづくりイベントです。



# 港南区日限山3・4丁目地区 建築協定更新を終えて

日限山3・4丁目建築協定運営委員会  
委員長 高木武栄

自宅の窓から四季の富士山の表情が手にとるように眺められ、四季の自然な動植物の変化も身をもって感じられる当所に住居を移してから、はやいもので10数年という歳月が流れました。自宅の窓から富士の眺望はのぞむことはすでに出来なくなり、四季の変化も自宅のささやかな庭を通して感じるほどの昨今となってしまい、いまさらながらに歳月の流れによる環境の変化に驚いていたころ自治会より建築協定運営委員に推薦され、協定の継続に関する諸作業を行うことになりました。私たちの建築協定区域は日限山3丁目、4丁目にまたがり、港南プラザ自治会、西洗自治会という二つの自治会を含んでおりますので、委員も当然のことながら両自治会より5名ずつ計10名で構成されました。（後日、港南プラザ自治会委員1名欠員）

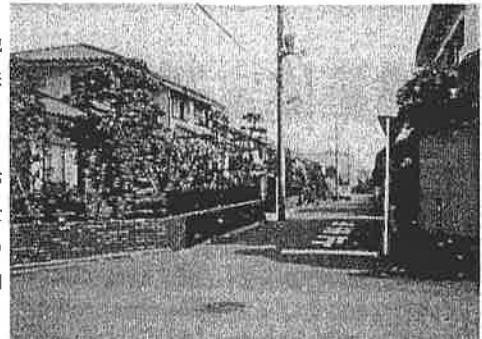
当協定区域は10年前に、京浜急行電鉄線が宅地造成した際に横浜市の指導により、建築協定を締結した地域で、それ以後われわれが土地を所有し、建築協定も自動的に土地所有者に移管されました。当初は自治会役員が運営委員に名をつらねる程度で、あまり積極的な活動はしてなかっただよう、たまに問題が生じた場合には、その時の自治会長および関連役員が住民と工事当事者の調整に当るだけで運営委員会そのもの存在は薄かったようです。今回推薦された委員9名は全員男性で職業も官庁関係者、事務系、技術系、会社員、建築専門家等、偶然選ばれたメンバーとしては、まことに以後のいろいろな作業を行う上で最高のスタッフがそろいまして、結果的に協定継続作業完成を強力にかつ速やかに推進出来た要因でした。委員会としましては、まず協定者が更新廃止についてどのような意識を持っているかを早急に把握すべく、アンケート調査をいたしましたところ、協定更新に賛成の方々が95%以上と高いことがわかりました。これに力を得て向こう10年間の協定書を、現在より将来的にも対応出来る内容とすべく、運営委員会で日夜協議した結果次の3項目を新たに追加すること

にしました。

1. 二戸建長屋を認める。従来協定では一戸建住宅と明記していましたが、昨今親子二世帯同居住者が増加して来ると共に、同居の形式も1階親世帯、2階子供世帯という横型間仕切から、2階建住宅を真中から縦型に間仕切り、玄関、台所、浴室全て別々な形態を持った二戸建長屋型が目立つようになりました。アンケートの意見の中にも数多く二世帯住宅の要望がありましたので今回明文化しました。この問題は後日、NHKも注目したようで、現地取材の上、朝のニュースワイドの中で放映されました。
2. 敷地地盤面の変更は認めない。宅地造成完了時の敷地地盤面に段差があり、低い土地の所有者が建築前に盛土をし隣地と同じレベルにすることにより、周囲の既居住者敷地と高低差が出来、敷地排水、日照等に影響が出るおそれがあるため、またこの10年間にかなりこの問題は実例があり明文化しました。
3. 敷地の細分化は認めない。いうまでもなく、ミニ開発とそれにともなう違反建築を阻止するため、前協定書では明記しておりませんでしたので今回明文化しました。

そのほか協定名称の変更、隣地境界線からの外壁後退基準を明確にし、土地所有者の通知義務を追加、既存建物の適用除外、運営委員会の細則を設ける等となりきめ細い協定書を作成し、協定者の同意を得ました。結果的には前協定者999名中、今回同意を得た締結者は958名となりました。この間約5%の方々の同意を得られず、各委員が個別に説明、説得を行い、100%同意に努力しましたが、協定更新の時間的制約もあり断念いたしました。昭和62年1月下旬に建築協定書2部、関連書類一式を横浜市建築局建築指導部企画指導課に提出、同課の書類細部チェック、修正をへて、昭和62年12月25日横浜市長認可公告ということで、われわれの建築協定更新の作業は終了いたしました。

今後の課題としては、当協定区域は第1種住居専用地域



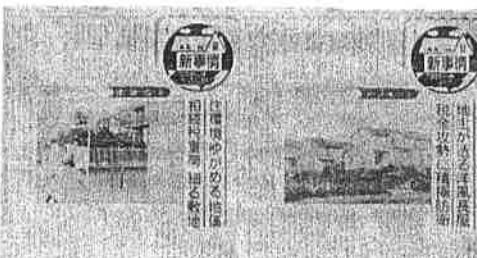
と住居地域があり、建ぺい率、容積率、北側斜線等が、かなり異なる地域をかかえています。すでに住居と第1種住居が敷地境界線上で分かれているだけの所では日照、プライバシー等基準法には違反していない近隣者間のトラブルが生じ運営委員会に持ちこまれております。多少個人の自由を制約しても、まち全体の環境を良好に維持したいということで協定を締結された人々の気持を大切にしたいわれわれ委員としては、協定区域内は皆同じ条件の内で、これがよりよい街づくり、家づくりに努力したいと強く、たしております。

## 高まる建築協定への関心

朝日新聞、NHKも取り上げる

昨年12月、朝日新聞の横浜版に建築協定に関する記事が載り、「田園都市線かいわい」No.18「メソネット」(12/1)、No.19「建築協定」(12/2)、今年になって1月22日朝のNHKニュースワイドでも建築協定が取り上げられました。このほかにも、記事にはなりませんでしたが、日本経済新聞から市建築局企画指導課へ建築協定関連の取材の動きがありました。

「メソネット」の記事は区画整理地区で締結された緑区の荏子田地区建築協定に関連するものでした。「一戸当たりの敷地面積は200m<sup>2</sup>以上」という協定の厳しい制限を上手に活用し、メソネットの一戸建風の洋風賃貸住宅を建てて土地所有者が税金対策などを有効に図っているという話。一戸当たり200m<sup>2</sup>の敷地があるため、庭にもゆとりがあり、立地の良さもあって、評判が良いということです。「建築協定」の記事は、協定を更新して最小敷地規模を決めた地区(緑区若草台)で、地価高騰のため、敷地の規定を入れない方が良かったとの声も出ているという話。NHKの番組



はニュースワイドの中の3分程のローカルニュースで、協定を更新した地区(港南区、日限山3・4丁目地区)、協定を締結しようとしている地区(金沢区)について取材し、地価高騰の折から、建築協定への関心が高まると同時に、協定の締結や更新に容易でない面も生じているとの内容でした。

### 関心の高まりの背景にあるもの

これらは、昨年来の地価高騰の土地・住宅地環境への影響についての関心の高まりを反映したものと思われます。地価が高くなると固定資産税や相続税にある程度影響する

ことになるため、節税のためアパートを建てたり、相続税を払うために敷地を分割して切り売りしたりすることが起こり易くなります。また、こうした土地が不動産業者に購入されると、投資効率を高めるため建築制限一杯にマンション等が建てられることになります。

地価高騰と関連して、規制緩和(特に建築・都市計画に関する規制緩和)の流れも、直接間接に、多かれ少なかれ建築協定に影響を与えていると思われます。金融に関する規制緩和は金融機関を競争に走らせ、マネーレースの状況を作り出し、市民も投資熱を煽られ、不適切な投資も起こっています。規制緩和の流れの中で、建築基準法が昨年改正され、形態規制等が一部緩和されています。都市計画上も、東京の山手線内一住廃止論に端的に表れているように緩和の傾向にあります。横浜市でも、昭和60年の用途地域の見直しの中で容積率指定が一部変更されたのはご存じの通りです。このような緩和が地価高騰に与えた影響についてはいろいろな考え方があるでしょうが、形態としては以前よりも大きなものが建設易くなっているとは言えるでしょう。

さらに、アパートやマンションの増加については、ワンルームマンション業者やアパート経営代行業者などが、こ

# “穴抜け地や隣接地には事前対応が大切”

昭和50年代に始まった横浜市の住宅環境作りの運動が、昭和62年になって劣化の一途を辿り、危機的な様相を示している。

東京都心を震源地とした地価高騰の勢いは、横浜市の郊外住宅地に押し寄せ、住民に不安を抱かせる状況となっている。

昭和59年6月、横浜市建築協定連絡協議会が誕生した。この協議会は横浜市内の建築協定を締結している協定地区の代表者が集り、協定の問題点や運営方法の検討をしたり、情報交換の場所を提供して建築協定地区を増やし、よい街づくりを推進する目的で発足した。細野市民から「21世紀に向けて、安全で快適な生活環境と市民自治の推進」をかかる施策の一つとして、建築協定連絡協議会に期待するというメッセージを頂戴している。

山林だろうが傾斜地だろうが、東京に近いという理由だけで不動産屋に狙われ、近隣住民の知らない間に土地が売却され、建築確認が取られ、ある日突然、ワンルームマン

ンや住宅や高級マンションの工事が始まります。環境努力してきた先住民の意志は無視され、法律は土地所有者や利益を及ぼす工事業者に有利に働いています。日照権などは住環境を守るために役立っておりません。昭和60年以降、あれほど建築協定に熱心だった開発業者のデベロッパーも、住宅販売に建築協定をかぶせなくなりました。

10年目毎に更新が必要な建築協定運営委員会の人たちも、先行き締結が可能なのか、締結内容の変更を余儀なくされるのか、大変不安な気持ちで駆られています。横浜市建築局企画指導課の話では、市内の建築トラブルが多発しており、地価高騰が乱開発の引き金になりそうだと心配しています。

今こそ、建築協定が必要です。住民自らが努力を重ねないと、良い住環境が維持出来ない時代です。強い意志が必要です。

私が住んでいる横浜市緑区桜台は、東急田園都市線青葉台駅から歩いて10分の静かな住宅地です。昭和56年6月、

一戸建住宅の真中の空き地に、地主さんが一流会社の独身者用住宅を建築する測量を始めました。静かだった住宅地は大騒ぎ。結局建築協定の締結運動が起り、12月に市長の認可となりました。建築協定が背景となり、市役所建築局の応援を得て2年間の交渉の末、住環境を守ることに成功しました。今はこの紛争相手の地主さんも、ここに一戸建住宅を建てて住み、地域住民と仲よく暮しています。

住宅地の真中や周辺に空き地がある場合、近隣の住民は将来起り得る紛争問題について気付いておりません。子供の遊び場か、駐車場の便利さに有難がっています。こんな空き地こそ、建築業者や不動産屋の懶惰です。地主を口説



いて、ある日突然、3階建のマンションが建つのです。契約が行われ、設計図が出来上がり、役所に建築確認の申請が行われてからでは遅いのです。反対運動や陳情署名では建築を阻止することが出来ません。

役所も法律に沿って行政を行う以上、法律に適った計画には認可せざるを得ません。

こうして、じわじわと住環境が悪化の傾向を見せていました。

ではどうしたら良いのか、私共の処方箋を述べましょう。これは万能薬ではありませんが、住環境を守る一つの方法です。

まず、建築協定を締結することが第一の条件です。市の建築局企画指導課も後盾になってくれます。次に建築協定

連絡協議会副会長 竹内良夫

締結区域の周辺に、建築協定の看板を出来るだけ多く立てます。つまり、静かな住環境を強く望んでいる地域だとPRする訳です。この効果は絶大です。不動産屋や建築業者が視察に来た時、この看板が目にあります。専門家ですから建築協定が何かということは十分知っています。住民の反対する建築物には要注意信号で警報です。

最後に、建築協定の穴抜け地や周辺の空地の地主さんに挨拶に伺います。一寸勇気がいるので3人ぐらいの組を作り訪問します。

建築協定の主旨を説明し、空地に建物を建てるときには、建築協定に適合した建物をお願いしたい旨要望しておきます。1年に1度ぐらい葉書折りをもって挨拶する努力を続けます。自分たちの住環境は自分たちで守れという意味は、こういう努力を続けることだと理解して下さい。他の業者がマンション計画を地主さんに持ち込んだ時、地域住民の懶惰が届いている地主さんは、外部業者のいいなりにはなりません。近所の人と仲良く一生を送りたいと考える人が人情です。

私の住む緑区桜台では、建築協定区域の隣接地の山林が開発された時も、一戸建住宅とテニスコートになりましたし、おじいさんがなくなってしまった相続税に困った地主さんも、山林を売却する時に一戸建住宅4軒を作りて環境を守ってくれました。青葉台の不動産屋も「桜台住宅地区建築協定」の事を良く知っていて協力してくれます。

地価は高騰する、土地物件は少ない、固定資産税は高い、相続税が上がる、収入を増やすないと追いつかないとなると、空地にアパートやマンションが建つのは当然だし、親子二世帯住宅や3階建て一戸建住宅の広告が毎日掲載されています。

建築協定がどうなるのか、と不安を感じている人は多い。社会は急速に変わろうとしているし、人々の考え方や生き方にも微妙な変化が見えます。横浜市の建築協定連絡協議会もこうした社会の変化に合わせて、市民の住環境を守るために、異なる議論を重ね、相談相手としての役割を果たしていきたいと思っています。

のような社会情勢を背景に活動していることがその一因となっていると思われます。

## 建築協定への影響とその対策

建築協定は大別して、開発業者が締結したもの、地元住民が自発的に締結したもの、有効期限切れを迎えて更新したもの、3つに分類できます。この中の地元発意の協定を見ると、昭和56年度以降一桁の件数ではありますが毎年度認可されており、62年度には6件認可されています。認可に至らない相談の件数についても具体的な数字は明らかではありませんが、確実に増加しています。これらは、住環境悪化の要因が増大する中で、市民の間に建築協定に対する関心が高まっていることを示していると言えるでしょう。

こうした状況への対応を協定の内容から見てみましょう。用途については二世帯同居住宅の増加の問題があります。これは高齢化社会やその中の社会福祉政策の問題でもあります。地価高騰による土地取得難の中で、その例が増えています。二世帯同居であっても、玄関ひとつであれば一戸建てとして從来から取り扱っていましたが、親子でも別室にしたいというニーズも一方で高まっているため、協定での規定の仕方に一考を要するようになっていま

す。

建築物の高さ・階数については、従来、第1種住居専用地域の中で最高高さ9m、軒の最高高さ7.5m、2階建てまでという制限が一般的でしたが、1住であっても3階建てを可とするものも現れています。このような動きは、建築基準法の改正とも関係があります。今までできなかった準防火地域での木造3階建ての建物が一定の基準を満たせばできるようになったからです。制限が変わったのは準防火地域の中だけですが、住宅メーカーはこの機会を捕らえて、商品を開発し宣伝を行って売り込みを図っているようです。地価高騰に伴う土地の有効活用の動きは、3階建て



の増加の圧力になると考えられますが、3階建ての住宅は、容積率の規制があるため必ずしも住宅の床面積を増加させることにはなりません。上に伸びせばその分だけ庭などの非達成地は増えますが、隣地に対しては日照上の問題を引き起こす可能性があります。このことは、建築協定の趣旨から考えると、問題です。用途地域や地区の状況を考えた上で協定について検討する必要があるでしょう。

敷地の分割や最小規模については、地価高騰によって敷地の細分化や狭小化の圧力が高まっているからこそ、建築協定でこれを制限する必要性も高くなっていると言えます。しかし、誰しも税金や経済問題を避けては通れないわけですから、協定を締結し運営していく上では現実を踏まえた対応が必要でしょう。現在までのところ、横浜市においては、これらの影響によって敷地の分割禁止規定を廃止した例はありませんが、新規の締結や更新に当たっては敷地最小規模の数値についての慎重な検討が必要と思われます。

都市問題や土地問題が建築協定に与える影響について考え、建築協定のあり方や運営方法に生かしていくことも必要ではないでしょうか。

# まちづくり散歩

## —東戸塚グリーンタウン—

今回の“まちづくり散歩”では、保土ヶ谷区にあります「東戸塚グリーンタウン建築協定運営委員会」を紹介します。

当地区は、昭和59年に認可を受けてから、5年目を迎えようとしています。認可時の土地所有者は13名でしたが、現在は約150名に増えております。

運営委員会は、増えてきた協定者の情報交換の場として、地区内協定だよりの発行を始めて11号を数えるに至りました。役員の中のP.R担当を中心に行われており、内容は地区内の情報交換、役員紹介、それにまちづくりを考える記事等になっています。

記事の内容から一部を紹介してみますと、「…入居時に決定されていた建築協定を、住民の方がどの程度理解しているだろうか。そこでもう一度協定書を読みなおし、個人個人がどのように理解し、どのように感じたかの意見を、協定委員に寄せて下さい。…」

「…毎月1回の清掃も、皆様のご協力により続いております。ご自分の家の廻りが美しくきれいであることは、誰もが望むこと、『美しい街づくり』の一端として“グリーンタウン&クリーンタウン”をめざして今後も続いていくこ

グリーンタウン建築協定だより 昭和62年11月  
No.11

東戸塚グリーンタウン  
建築協定運営委員会

ごあいさつ

委員長 石貝晃司

本年4月に役員が改選され新しく委員長をお引き受けすることになりました。よろしくお願いします。新役員が就任して早いもので6ヵ月余が経過しました。このたび本年度初回の「グリーンタウン建築協定だより」を発行する運びとなりました。この機会に協定の沿革と組織、委員の現状を御報告申しあげ委員会へのご理解とご協力を図りますようお願いいたします。

協定が発効してから4年が経過しました

「東戸塚グリーンタウン」建築協定書は住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的に締結され、58年5月に横浜市長に認可申請を行い同年9月に認可されました。本年9月で満4年を経過したことになります。協定書の有効期間は10年です。ですから中間地点に差しかかりました。

協定者は150余名です

認可申請した時には198区画13名でしたが、その後分譲が行われたこと、自主協定が行われたことで本年11月現在では218区画150余名となっています。

とを希望しています。」等の、まちづくりへの協力を呼び掛けるものとなっています。

最後に、このように機関紙を発行している地区は他にも

委員会は協定のガードマンです

保土ヶ谷区の建築課では本年度に入りて当協定区域における家庭の新築、増築の建築確認申請がありますと当委員会の承認を義務づけています。このため4月以降、新築3件、増築2件、合計5件の届出があり、それぞれ委員会で審査しました。委員会は協定のガードマンとしての機能をはたしております。

「ナウイ街」をいつまでも

昨今の地価の高騰、東戸塚駅前の開発、近隣での雑居住宅の建設など私たちをとりまく環境は変りつつあります。私たち自身においても、家族構成が年々変化しております。この変化にどう対応するかが、これから課題かと思います。

東戸塚グリーンタウンがいつまでも「ナウイ街」として子々孫々に引き継がれため当面は協定を遵守し定着化することが必要ではないでしょうか。

建築協定再考

副委員長 小幡正弘

自然に人間の手が入る事から自然破壊が始まる。しかし、人間は自然を破壊しながら生きているのだからしかたがない事なのだろう。

街づくりも自然破壊の一つである。又私達が住んでいるグリーンタウンも自然破壊から生まれた街である事はたしかである。しかし自然を破壊する場合でも、いかに自然と共に生みよく又その街としての個性を出そうとするかで自然に対してある程度の償いが出来るのではないか。

あります。運営委員会を中心とした地区的住民の方の活動状況を、協議会へ連絡していただければ紹介したいと申しますので、ご協力ををお願いいたします。

## お知らせ

### 63年度総会のお知らせ

今年度の総会は、下記日程により行うことになりました。  
年1回の総会ですので、運営委員長の方は出来るだけ出席下さい。

日 時 昭和63年5月28日(土)  
午後1時30分から

場 所 ジャストホール(横浜ジャスト8階)  
横浜駅東口 横浜プラザホテル隣り

内 容 1. 事務報告 4. 質疑応答  
2. 講 演 5. 役員改選  
3. 事例報告

### 横浜市まちづくりコンサルタント派遣制度をご利用下さい

この制度は、地域のまちづくり、魅力づくりを進めようとする市民の方の自主的な活動

1. 狹あい道路の拡幅整備事業
2. 建築協定の締結・更新
3. 地区計画の導入
4. 建物の共同化

に対して横浜市が専門家を派遣し、まちづくりのお手伝いをしようとするものです。

協定地区的周辺で、まちづくりを考えている方があつまつしたら、お勧めいただければと思います。

### 建築協定の勉強会、説明会にスライド・ビデオをご利用下さい

「建築協定をつくりたいんだけど」、「でも、よく分からないうんですか?」「勉強会をしましょうか?」そんな時にご利用いただけるよう、スライドとビデオをつくり貸し出しをしています。仕様は、カラースライド音声同調方式18分。

同じシナリオによるビデオテープもつくりましたのでご利用いただけます。

内容解説のパンフレットもありますのでご相談下さい。

この建築協定だよりについての御質問・御意見については、事務局の横浜市建築局企画指導課(電話671-2932・2933 〒231 横浜市中区港町1-1)までお寄せ下さい。

### 連絡協議会役員及び連絡先

会長 佐々木 弘 湘南金沢八景第一期  
副会長 小林 寛一 上飯田モデル住宅地区

副会長 竹内 良夫

幹事 大上 秀雄

幹事 国廣豊二郎

幹事 小林 銀三

桜台住宅地区

すすき野地区

第2次湘南桂台

日の峰地区

幹事 佐藤 鉄雄

幹事 鈴木 稔

幹事 山内 武男

港北NT第1地区

西武金沢文庫住宅地第二次

美しが丘中部自治会

## 地域に密着して街づくりを進める

- 横浜市建築カウンセラーチームに協力
- 横浜市街づくりコンサルタント制度に協力
- 横浜市住宅フェアに参加協力
- 横浜市住宅リフォーム協議会に参加協力



### 横浜建築事務所協会

(神奈川県建築事務所協会 横浜支部)

〒231 横浜市中区尾上町4-47 大和銀行ビル3階

TEL 045(662)1243

FAX 045(662)0655